

補助対象経費・補助対象外経費の一覧

補助対象経費

※補助の対象となる省エネ設備・機器:LED照明設備, 空調機器, 冷凍・冷蔵庫

・設備・機器の購入費, 運搬費及び設置工事費

・市内の工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を更新し, 省エネ化するもの

・更新前と比較し, 設備・機器1台(LED照明設備の場合は一式)ごとに5%以上の省エネルギー効果が見込まれるもの

・更新する対象設備・機器に係る補助対象経費の合計金額は30万円以上(税抜)とする。

補助対象外経費

自宅兼事務所等に設置するもの

事業用ではない省エネ設備・機器を導入するもの

①交付決定よりも前に事業に着手(契約, 発注, 購入等)した経費

⑩人件費(給与, 役員報酬等)

②関連会社(資本関係のある会社, 役員を兼任している会社, 代表者の親族(2親等以内)が

⑪文房具・事務用品等の消耗品費(はさみ, ペン, 封筒, インクカートリッジ, CD/DVD,

代表者若しくは役員として属する会社等), 代表者の親族(2親等以内)から購入等した経費

USBメモリ, 電池等)

③国・県・市等, 他の補助金の対象となっている経費

⑫通信費(切手代, 携帯電話料金, Wi-Fi使用料, インターネット回線使用料,

④一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品

プロバイダー料金等)

⑤他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等(事務用のパソコン, プリンタ, タブレット等)

⑬支払に係る手数料等(振込手数料, 代引手数料, ネット決済手数料等)

⑥太陽光発電設備等, 再生可能エネルギーを活用した設備・機器

⑭決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用, 訴訟等のための弁護士費用

⑦自社で製造した設備・機器

⑮各種保険料等

⑧設備・機器等の設置場所の整備工事, 基礎工事に要する経費

⑯借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等

⑨既存設備・機器等の撤去費用

⑰飲食・接待等の係る費用

⑩既存設備・機器等の廃棄費用(処分費用, フロン回収費用), リサイクル料金

⑱公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

⑪既存設備・機器の改良・改修に要する費用

⑲補助対象経費の支払いを証する書類の写し(領収書等)により支払いの事実が確認できない経費

⑫ポイント払による経費

補助対象外経費(見積書でよくつかわれる項目)

⑬建物, 構築物の購入等に要する経費

撤去費

現場経費

⑭工作機械, 高性能ボイラ, 厨房機器

廃棄費

整備工事

⑮自動車等車両(重機, フォークリフト等を含む。)

処分費

基礎工事

⑯レンタル又はリースする場合の費用

フロンガス破壊処分費

消耗品等

⑰本補助金申請に係る書類作成支援や郵送料等の費用

回収費

見積作成費

⑱公租公課(消費税及び地方消費税)

リサイクル料

その他

⑲継続的経費(家賃, 駐車場代, 光熱水費等)

諸経費

先方負担の振込手数料(実績報告時に発生する項目)

見積書の記載について

「入替工事」「取替工事」「交換工事」など, 設置と撤去が同時に行われる工事に関しては, 撤去部分が対象外となります。備考などに「撤去を含まない」旨の文言が入っていない場合は, 補助対象外経費となりますのでご注意ください。